

## 随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター 汚泥濃縮分離液槽  
外電気設備工事

工事場所： 泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、汚泥濃縮分離液槽の改修に伴い設置する分離液移送ポンプの運転に必要な運転操作設備の新設・機能増設工事ならびに監視制御設備の機能増設工事である。

また、送風機・汚水ポンプの補機類への電源送り系統を改良するために必要な電力設備・監視制御設備の機能増設工事を併せて行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、北部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施した株式会社明電舎関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。